

平成 30 年度 第 1 回 東海村国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時	平成 30 年 8 月 21 日 (火) 13 時 30 分から 14 時 30 分まで
2 場 所	東海村役場 別館 101 会議室
3 出席者 (敬称略)	< 公益代表委員 > 越智 辰哉 (会長), 川野 正高 (会長代理) < 保険医代表委員 > 石川 誠, 尾形 孝 < 被保険者代表委員 > 井坂 愛子, 福地 さか江 < 事 務 局 > 飯村福祉部長, 高野住民課長, 照沼住民課長補佐, 齋藤住民課係長
4 欠 席 者	—
5 公開または 非公開の別	公開
6 非 公 開 の 理 由	—
7 議 題	報告第 1 号 平成 29 年度東海村国民健康保険事業特別会計決算について 議案第 1 号 平成 30 年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算 (案) について
8 配 布 資 料	・ 平成 29 年度東海村国民健康保険事業特別会計決算付属資料 (概況, 主要施策) ・ 平成 29 年度国保会計歳入歳出決算書事項別明細書 ・ 平成 30 年度 9 月補正 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算
9 発 言 内 容	■ 議事進行 会長 ■ 議事 事務局) 平成 29 年度東海村国民健康保険事業特別会計決算及び平成 30 年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算 (案) について説明 委 員) 滞納額と滞納世帯が年々増えているが, どのような対応をしているか。 事務局) 平成 14 年からの延べ滞納世帯数は 1,317 世帯。滞納整理は過去の分から行っていくので, 古い年度よりも直近の世帯数の方が多い状況となっている。平成 29 年度については, 繰り越したばかりなので, 401 世帯, 約 3,400 万円となっている。 滞納については, 税務課が専門的に徴収してくれているため, 現年度分の収納率を向上させることができ, 滞納繰越分についても経年的に見ると伸びている状況だ。滞納額

	をゼロにすることはなかなか難しいが、今後も滞納処分を行うことで、徐々に滞納繰越金を減らしていきたいと思っている。 委 員) 短期保険証や資格者証を持っている人数はどれ位か。 事務局) 短期保険証の方は滞納世帯である 401 世帯。資格者証を発行している方は約 20 人で、ほとんどが単身世帯の方である。 委 員) 短期保険証の有効期間はどれ位か。 事務局) 年度当初は、半年の有効期間としているが、それ以降は保険税の納付状況に応じて、有効期間を設定している。 委 員) 不納欠損とする期間はどれ位か。 事務局) 基本的には、納期限日から 5 年で時効となる。督促状を送付してから、税務課で滞納処分を行ってもらい、不納欠損している。 委 員) 前期高齢者納付金が平成 28 年度と比べてかなり増えているが、その理由は何か。 事務局) 制度改正により、基準額が約 3 倍に変更になったことと前期高齢者の人数と医療費の増加によるものである。 ■その他事項 事務局) ・税額改定、納付書発送及び周知事例について（広報とうかい 4/25 号, 6/25 号, 7/10 号） ・平成 29 年度収納率（速報値）について（県集計分） 事務局) 本日のすべての日程が終了した。以上をもって、平成 30 年度第 1 回東海村国民健康保険運営協議会を終了させていただく。御協力に感謝申し上げます。
10 結 果	議題について了承。